

令和8年度松江市一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

所得が一定以下の世帯を対象に、松江市内の認可保育所等における一時預かり事業の利用料を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

一時預かり事業とは保育所・幼稚園等に在籍していない就学前のお子さんを、冠婚葬祭・通院・リフレッシュなどのため一時的に保育所などで預かる事業です。

対象者

一時預かり事業の利用日に松江市に住民票がある方で、次のいずれかに該当する場合。

1. 生活保護世帯
2. 住民税非課税世帯
3. 市町村民税の所得割合算額が 77,101 円未満である世帯（年収約 360 万円未満相当）

※幼児教育・保育の無償化の対象となる場合は、対象となりません。

松江市ホームページ

対象施設

松江市内で一時預かり事業・一時保育事業を行う認可施設。

対象施設は松江市ホームページ (<https://www.city.matsue.lg.jp/>)

実施施設の一覧「令和8年度版一時預かり事業の概要」より確認できます。



助成額

1回の利用あたりの助成額

	4時間未満の利用	4時間以上の利用
3歳未満児	800円	1,600円
3歳以上児	650円	1,300円

※おやつ代・給食費・その他の実費などは免除の対象となりません。

助成を受けるには一時預かり事業の利用前に申請が必要です！！

申請～利用のながれ

1. 一時預かり事業を利用する前に保育所幼稚園課に申請する。(利用予定日の1週間前までに) 窓口にてご申請ください。
2. 市の審査後、該当となれば一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書が発行される。申請書受理後、約1週間後に郵送されます。審査の結果、非該当となる場合もあります。
3. 施設へ一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書を提示する。提示により、利用料負担なしで一時預かりを利用することができます。おやつ代等の実費のお支払いは別途必要です。証明書の提示がない場合は、原則利用料が発生します。助成期間内であれば何度でも利用でき、複数の対象施設での利用も可能です。

申請に必要な書類

①松江市一時預かり利用者負担軽減事業要件確認申請書

②マイナンバーカードまたは所得状況を確認する書類（1月1日時点の住所地が松江市外の場合のみ）

《参考》

申請期間が令和8年4月～令和8年8月の場合

対象世帯	必要書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
住民税非課税世帯	（令和7年1月1日時点の住所地が松江市外の場合） 令和7年度住民税非課税証明書
市町村民税の所得割合算額が77,101円未満である世帯	（令和7年1月1日時点の住所地が松江市外の場合） 令和7年度市町村民税課税証明書 または 令和7年度市町村民税所得割額が確認できる証明書

申請期間が令和8年9月～令和9年3月の場合

対象世帯	必要書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
住民税非課税世帯	（令和8年1月1日時点の住所地が松江市外の場合） 令和8年度住民税非課税証明書
市町村民税の所得割合算額が77,101円未満である世帯	（令和8年1月1日時点の住所地が松江市外の場合） 令和8年度市町村民税課税証明書 または 令和8年度市町村民税所得割額が確認できる証明書

申請・利用にあたっての注意事項

- ・9月以降も継続して利用する場合は、世帯所得の確認のため市へ再申請が必要です。
- ・助成期間内に対象児童が保育所等へ入所した場合や松江市外へ転出した場合は、事由発生時点より本事業の対象から外れるため助成をうけることはできません。
- ・課税地が松江市の場合であっても、所得に関するお問い合わせについて電話等での回答はできかねますので、ご了承ください。
- ・一時預かり事業を利用中の方でも申請はできますが、さかのぼって助成をうけることはできません。

申請先・お問い合わせ

松江市こども子育て部保育所幼稚園課（本庁12番窓口）

松江市末次町86

TEL：0852-55-5498

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分